

第97回

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2023年6月29日（木曜日）
午前10時

開催
場所

富山県高岡市下関町3番1号
富山銀行本店 2階BOTホール
(裏表紙のご案内図をご覧ください。)

会社法の改正に伴い、株主総会資料の電子提供制度が施行されましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、招集ご通知を従前通り株主の皆さまにお送りしております。

目次

第97回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 取締役8名選任の件	7
第3号議案 監査役1名選任の件	14
事業報告	15
計算書類	33
連結計算書類	35
監査報告書	37



富山銀行
Bank of Toyama

株主の皆さまへ



代表取締役頭取

中沖 雄

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに、第97回定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

私ども地域金融機関を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の影響による行動制限が解除され、経済活動の正常化に向け進みつつあるものの、少子高齢化の進展や人口減少等に加え、ウクライナ情勢等による資源価格の高騰などの影響から、依然として先行き不透明な状況にあります。

こうした中、当行は第6次中期経営計画の下、「先進技術」「地域密着」「お客さま本位」「行員の働きがい」が融和した「革新的な銀行」を目指し、さらに進化してまいります。

また、地域と共に歩む金融機関として、地域への資金供給に留まることなく、お客さまの状況にあわせた情報提供や多様なサービスの紹介など、幅広いご相談にお応えする「地域商社」の機能を強化し、地域社会の課題解決とSDGsの実現に向けて取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引続き一層のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

2023年6月

経営理念

- 健全経営を維持しお客さまから信頼されること
- 地域経済の発展とお客さまのご繁栄を通して社会貢献を図ること
- 創造性、自発性を尊重し明るい企業文化を創ること

新型コロナウイルス感染防止のための対応について

1. 株主総会の議決権は、株主総会にご出席いただく方法による行使のほか、書面またはインターネットによる行使が可能です（詳細は4頁をご参照ください）。本年も、書面またはインターネットによる議決権行使をご推奨申し上げます。
2. 当日のご出席を希望される株主さまにおかれましても、株主総会開催日当日までのご自身の体調を十分にお確かめのうえ、ご出席を見合わせることもご検討くださいますようお願い申し上げます。特に、ご高齢や基礎疾患のある方、妊娠をされている方は慎重なご判断をお願い申し上げます。
3. 当日、株主総会にお越しになられた株主さまにおかれましては、マスク着用など、ご自身または周囲の安全と健康にご配慮ください。また、アルコール消毒や非接触方式の検温などの措置にご協力ください。
4. 当日、発熱や咳があるまたは体調不良と見受けられる方には、入場をお断りする場合がございます。
5. 株主総会の運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応をさせていただきます。

株主の皆さまおよび周囲の安全と健康のため、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

証券コード8365
2023年6月8日
(電子提供措置の開始日2023年6月1日)

株 主 各 位

富山県高岡市下関町3番1号
株 式 会 社 富 山 銀 行
取締役頭取 中 沖 雄

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当行ウェブサイト
に「第97回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当行ウェブサイト

https://www.toyamabank.co.jp/pages/kabunushi/kabushiki.htm#sec_01



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております
ので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社
名）またはコード（8365）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、
「株主総会招集通知/株主総会資料」ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い
申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、同封の議決権行使書面または電磁的方法（インターネッ
ト）により議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類
をご検討いただき、2023年6月28日（水曜日）午後5時20分までに議決権を行使くださいます
ようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 富山県高岡市下関町3番1号
富山銀行本店2階BOTホール
3. 株主総会の目的事項

報告事項

1. 第97期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
2. 第97期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- (1)当日ご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2)当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

① 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようにご返送ください。なお、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

② 電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合

当行指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「インターネットによる議決権行使について」をご確認ください。

③ 重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会ご出席による議決権行使



開催日時 **2023年6月29日(木曜日)午前10時**

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

紙資源削減のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

郵送による議決権行使



行使期限 **2023年6月28日(水曜日)午後5時20分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。
なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

インターネットによる議決権行使



行使期限 **2023年6月28日(水曜日)午後5時20分まで**

パソコンまたはスマートフォンから当行指定の議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。(ただし、毎日午前2時から5時まで取り扱いを休止します。)

株主さま以外の第三者による不正アクセス(なりすまし)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

QRコードの読み取り機能を搭載したスマートフォンを利用して、右記の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。

議決権行使サイトをご利用いただく際のインターネット接続料・通信料等の費用は株主さまのご負担になります。

QRコード



システム等に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

☎0120-173-027 (通話料無料) 受付時間 9:00~21:00

インターネットによる議決権行使について

議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによって議決権を行使する場合は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

パソコンによる議決権行使

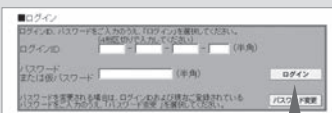
議決権行使ウェブサイトアドレス▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使サイトへアクセスする



「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



ログインをクリック

3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方に入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォンによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。



議決権行使書副票（右側）

議決権行使のお取扱い

議決権行使ウェブサイトにおいてインターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いします。

インターネットによる議決権行使は、**2023年6月28日（水曜日）の午後5時20分まで**に行行使されるようお願いいたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第97期の期末配当につきましては、安定的な配当を維持する方針に基づき、次のとおりとさせていただきますと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式 1 株につき金25円 総額135,343,900円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月30日

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役6名（うち社外取締役2名）全員が任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、2名増員して取締役8名（うち社外取締役2名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当行における地位
1	なかおき ゆう 中沖 雄 再任	代表取締役頭取
2	おかべ かずひろ 岡部 一浩 再任	代表取締役専務
3	もりなが としひろ 森永 利宏 再任	代表取締役常務
4	さはら かずお 佐原 和生 再任	取締役
5	すえたけ しんご 末武 真吾 新任	執行役員
6	かねだ たくや 金田 卓也 新任	執行役員
7	おおさわ まこと 大澤 眞 再任 社外	取締役
8	のだ まきこ 野田 万起子 再任 社外	取締役

(ご参考)

取締役候補者の経験と専門性（スキルマトリックス）

氏 名	経 験	専 門 性						
	企業経営	マーケティング・営業	法務・コンプライアンス	リスクマネジメント	財務・会計	人材育成・ダイバーシティ	サステナビリティ (ESG・SDGs)	その他
中沖 雄	○	○	○	○	○	○	○	
岡部 一浩		○	○	○				
森永 利宏			○	○	○			
佐原 和生			○	○				
末武 真吾		○		○				
金田 卓也		○		○		○	○	
大澤 眞	○			○	○		○	・ファミリービジネス
野田 万起子	○	○				○	○	・地方創生ビジネス

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当行の株式数
1	なか おき ゆう 中 沖 雄 (1962年7月18日生)	1986年 4月 株式会社日本興業銀行入行 1990年 8月 同行ニューヨーク支店 1991年 8月 同行企業金融開発部 2002年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行本店営業第6部 2002年 9月 みずほ証券株式会社ストラクチャードファイナンスグループ不動産投資銀行部長 2016年 4月 同社執行役員グローバル投資銀行部門担当 2019年 3月 同社執行役員退任 2019年 5月 同社退職 2019年 6月 当行入行常務取締役企業金融部長 2020年 5月 当行取締役頭取（現任）	9,489株
	<<取締役候補者とした理由>> 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行）において、投資銀行業務に従事した後、みずほ証券株式会社において、グローバル投資銀行部門担当役員として、企業金融・投資銀行分野において活躍するなど、豊富な経験と高い見識を有しております。2020年5月から頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしており、こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者となりました。		
2	おか べ かず ひろ 岡 部 一 浩 (1960年6月17日生)	1983年 4月 当行入行 2001年 2月 当行営業推進部営業推進役 2002年10月 当行総合企画部調査役 2005年 6月 当行黒部支店長 2007年10月 当行富山支店長 2010年 6月 当行取締役営業統括部長、経営企画室担当 2011年 6月 当行取締役営業統括部長 2014年 6月 当行常務取締役営業統括部長 2017年 6月 当行専務取締役営業統括部長（現任）	11,389株
	<<取締役候補者とした理由>> 営業部門のほか、企画部門、人事・総務などに携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。2010年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしており、こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当行の株式数
3	もり なが とし ひろ 森 永 利 宏 (1961年12月11日生)	1984年 4月 当行入行 2005年 4月 当行総合企画部調査役兼監査部検査役 2005年 6月 当行総合企画部経営企画・A L M・調査・広報グループリーダー 2006年12月 当行総合企画部リスク統括室長 2009年 5月 当行総合企画部リスク統括室長（部長待遇） 2010年 6月 当行経営企画室長兼総合企画部リスク統括室長 2011年 6月 当行取締役経営企画室長兼総合企画部長 2017年 6月 当行常務取締役総合企画部長（現任）	7,489株
	≪取締役候補者とした理由≫ 企画部門のほか、リスク管理部門、市場金融部門などに携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。2011年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしており、こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者となりました。		
4	さ はら かず お 佐 原 和 生 (1962年 8月27日生)	1986年 4月 当行入行 2006年 2月 当行本店営業部次長 2007年10月 当行庄川支店長 2010年 2月 当行砺波支店長 2012年10月 当行砺波支店長兼砺波チューリップ支店長 2014年 6月 当行監査部長 2017年 5月 当行審査部長 2018年 6月 当行取締役審査部長（現任）	4,689株
	≪取締役候補者とした理由≫ 営業部門のほか、監査部門、審査部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。2018年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしており、こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当行の株式数
8	社外 の だ ま き こ 野 田 万起子 (1970年 8月25日生)	1993年 4月 株式会社ベンチャー・リンク入社 2004年 6月 同社執行役員（金融機関ネットワーク担当） 2010年 4月 同社取締役 2010年12月 Human Delight株式会社代表取締役社長 （現任） 2011年 3月 インクグロー株式会社代表取締役社長 2015年 2月 同社取締役会長 2017年 2月 同社取締役退任 2017年 6月 当行取締役（現任） <重要な兼職の状況> Human Delight株式会社代表取締役社長	一 株
	<<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>> 株式会社ベンチャー・リンクにおいて、長年にわたり全国の地域金融機関の支援業務を担当するなど、金融業務に関する豊富な経験と高い見識を有しております。また、同社退職後は、Human Delight株式会社の代表取締役として、企業経営にも携わっております。こうした豊富な経験と高い見識を取締役として活かすことにより、当行の経営全般に対する監督及び助言について期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者としました。		

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大澤眞、野田万起子の両氏は、社外取締役候補者であります。両氏の当行社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって6年となります。なお、当行は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
3. 当行は、大澤眞、野田万起子の両氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する限度額としており、両氏の選任が承認された場合に、当行は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 笹倉茂樹氏および大村啓三氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、当行の監査体制の現況に鑑み、監査役監査の実効性を引き続き確保できるものと判断したため、監査役を1名減員の4名体制（社外監査役3名）とし、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、高田恭介氏は笹倉茂樹氏の補欠として選任をお願いするもので、その任期は当行約款の定めにより、退任された監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当行の株式数
新任 社外 たか だ きょう すけ 高 田 恭 介 (1958年11月2日生)	1982年 4月 日本銀行入行 2006年 7月 同行秋田支店長 2008年12月 預金保険機構出向 2010年 7月 日本銀行金融機構局上席考査役 2011年 6月 同行札幌支店長 2013年 1月 同行退職 2013年 1月 名古屋鉄道株式会社事業企画部付部長 2013年 6月 同社取締役鉄道事業本部副本部長 2014年 6月 同社取締役CFO（財務部長） 2015年 6月 同社常務取締役CFO（財務部長） 2017年 6月 同社専務取締役CFO兼経営戦略担当 2019年 6月 同社専務取締役CFO兼経営戦略担当退任 2019年 6月 矢作建設工業株式会社代表取締役副社長 2022年 6月 同社特別顧問（現任）	一 株
≪社外監査役候補者とした理由及び期待される役割の概要≫ 日本銀行において秋田支店長や札幌支店長、金融機構局上席考査役など重要なポストを歴任し、同行退職後は名古屋鉄道株式会社、矢作建設工業株式会社において企業経営、財務部門に携わるなど、金融・経営・財務分野における高い見識と豊富な経験を有しております。こうした高い見識と豊富な経験を活かすことにより、当行の監査体制のさらなる強化に向けた提言が期待されることから、社外監査役候補者としてしました。		

(注) 1. 候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。

2. 高田恭介氏は、社外監査役候補者であります。なお、当行は、同氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出する予定であります。

3. 当行は、高田恭介氏の選任が承認された場合には、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する限度額とする予定であります。

以 上

第97期事業報告（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当行の本店ほか支店等において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、証券投資信託・保険商品の窓口販売業務等を行っております。

金融経済環境

当期の国内経済は、ウクライナ情勢等を受けた資源高の影響を受けつつも、企業による輸出や生産は緩やかに増加し、個人消費も新型コロナウイルス感染症の行動制限が和らぐもとで回復基調となり、持ち直しの動きとなりました。

富山県経済も、緩やかな持ち直しの動きとなりました。製造業では、一般機械、医薬品を中心とする化学工業の生産は増加し、鉄鋼、アルミニウム、プラスチック、パルプ・紙・紙加工品、繊維業は横ばいに推移しました。製造業以外では情報サービス業が堅調に推移し、飲食、宿泊業は持ち直しの動きとなりました。

金融面では、日本銀行による金融緩和政策が維持され、短期金利は0%を下回る水準で推移しました。一方、長期金利は、期初より日本銀行が上限と位置づけしている0.25%近辺で推移しましたが、12月後半に日本銀行が市場機能の改善を目的に、金利の変動許容幅を拡大したことから、一時的に0.50%近辺まで上昇し、期末には0.30%近辺で推移しました。

当行の業績

このような金融経済環境の中、当行は、2019年度よりスタートさせた第6次中期経営計画『「富山銀行 i プロジェクト」“Ne o” ―未来に向かって―』のもと、重点戦略として掲げた、「ソリューション営業力の強化」「市場運用力の強化」「B P R（業務再構築）の実践」「人間力・組織力の確立」の実現に向けて、全役職員が一致団結して取り組みました。

個人のお客さまには、お客さま本位の業務運営を基本に、お客さまのニーズや利益にかなう商品プランをご提案してまいりました。7月、11月には、お客さまの関心が高い相続対策について落語家を講師に招き、わかりやすく相続の諸問題を語る「相続落語セミナー」を開催しました。個人ローンの利便性の向上とDXの取り組みとして、9月には教育ローンおよびリフォームローンのWeb完結申込みを導入し、12月にはクラウドローン株式会社が提供する個人ローンマッチングプラットフォームを経由してローンの申込みができるサービスの取扱いを開始しました。また、富裕層のお客さまの保有される金融資産に関して、お持ちのニーズやゴールを叶えるため、運用に関する各種コンサルティングサービスを提供するウェルスマネジメント（金融資産運用）業務を開始しました。このほか、各種セミナーの開催やライフサイクルに合わせた家計の見直し・マネープランのご提案など、当行独自の幅広いコンサルティング活動に積極的に取組んでまいりました。

法人のお客さまには、新型コロナウイルス感染症や原材料価格の高騰、急激な円安の進行等の影響を受けたお客さまに対し、資金供給に留まることなく経営改善・事業再生支援、情報提供や各種サービスの提供に積極的に取組んでまいりました。5月にはSDGsへの対応を求められるお客さまを対象に、課題解決に向けた具体的な取り組みのサポートや「SDGs宣言」の策定支援を行う「SDGsサポートサービス」の取扱いを開始し、お客さまの事業支援ならびに持続可能な社会の実現に貢献できるよう取組んでまいりました。また、11月には地元物流業者のお客さまに関する課題に対し、最適な物流総合ソリューションの提供を推進するため、日本貨物鉄道株式会社と業務提携をいたしました。このほか、各種分野で専門性の高い企業との業務提携を通じた情報提供や多様なサービスの提供などを行い、幅広いご相談にお応えする「地域商社」としての機能を強化し、お客さまや地域社会の課題解決に積極的に取組んでまいりました。

店舗面では、横田支店を12月にリニューアルオープンしました。新店舗は、「とやま保険プラザ横田」、「ローンステーション高岡」を併設し、お客さまの様々なニーズにお応えすることが可能なワンストップ型店舗としたほか、太陽光発電を設置し、環境にも配慮した造りとししました。そのほか、営業エリアが重複する地域にて、営業拠点を一体化する「店舗内店舗方式」を実施し、営業機能の充実と効率的な営業体制の構築に取組みました。これにより、営業拠点数は30拠点、店舗数につきましては異動がなく39か店となっております。

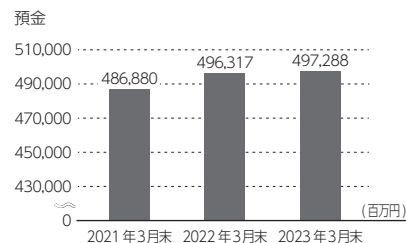
企業の社会的責任（CSR）の取り組みとして、持続可能な地域社会とSDGsの実現に向けた様々な活動を行ってまいりました。SDGsを通じた地域課題解決に取組む企業を支援するコンテストとして「TOYAMA SDGs AWARD 2022」を開催しました。本企画は、SDGsに資する優れたビジネスプランを表彰することで、地域の新たなビジネスの創出を促進し、地域活性化と地域における雇用増加を目的としております。さらに、地域活性化や特殊詐欺防止に向け

た活動として、当行オフィシャルパートナーのオペラ歌手、澤武紀行氏（射水市安全安心大使）および射水警察署の協力を得て「S T O P！特殊詐欺キャンペーン」を開催しました。地方創生の実現に向けた活動として、株式会社日本政策投資銀行と共同で、富山県産ワインに関する調査を行い、「富山の恵みにより育まれた『富山ワイン』への期待」と題した調査レポートを公表しました。また、当行の働きやすい職場環境づくりとして、育児と仕事を両立できる職場環境の整備に取組み、南砺市より特に優れた子育て支援を実施している企業「なんと！やさしい子育て応援企業」に福光支店が選ばれ表彰を受けました。このほか、引続き大学への寄付講義や小学生向けに「ジョブキッズとやま2022」のアトラクションの提供を行うなど、時代を担う子どもたちへの金融教育や夢を育む活動に取組んだほか、環境保全面では全店一斉地域清掃活動や、「スーパークールビズ」などの実施による節電や地球温暖化防止活動へ積極的に取り組んでまいりました。

当行の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

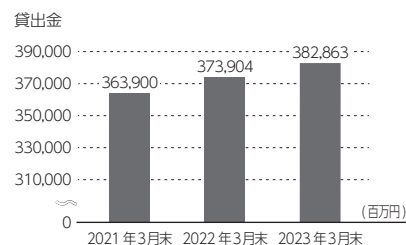
・預金

預金は、個人預金が増加したことから、期中971百万円増加して、497,288百万円となりました。



・貸出金

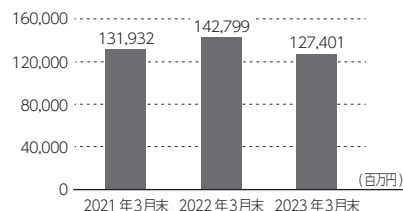
貸出金は、事業性貸出金が増加したことから、期中8,958百万円増加して、382,863百万円となりました。



・有価証券

有価証券は、金利リスクに配慮するとともに安定収益と流動性確保を目的に資金の効率的な運用に努めた結果、期中15,398百万円減少して、127,401百万円となりました。

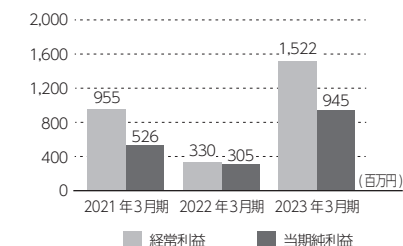
有価証券



・収益状況

経常収益は、有価証券売却益が増加したこと等から、前期比2,316百万円増加して9,338百万円となりました。一方、経常費用は、与信費用が増加したこと等から、前期比1,124百万円増加して7,815百万円となりました。この結果、経常利益は前期比1,191百万円増加して1,522百万円となり、これに特別損失、法人税等を加減した当期純利益は前期比640百万円増加して945百万円となりました。

収益状況



対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く環境は、少子高齢化の進展や人口動向の変化、それに伴う金融資産の移動・事業所の減少等による競争の激化、海外情勢の影響による原材料価格の高騰や急激な円安進行等、今後ますます厳しくなることが予想されます。また、異業種による銀行業務への参入やDXを活用した新たな金融サービス等の進化にも直面しております。加えて、ビヨンドコロナにおいて、お客さまの経営改善等の取り組みを継続的に伴走支援することが求められております。

こうした中、当行は、第6次中期経営計画のもと、これまでのiプロジェクトで構築してきた経営基盤を承継・発展させ、「先進技術」「地域密着」「お客さま本位」「行員の働きがい」が融和した「革新的な銀行」を目指し、さらに進化してまいります。それを実現するための重点戦略として、①ソリューション営業力の強化、②市場運用力の強化、③BPR（業務再構築）の実践に、④人間力・組織力の確立を掲げ、揺るぎない持続可能なビジネスモデルの構築に向け取組んでまいります。

当行は、これら重点戦略を着実に遂行し、地域金融機関として、継続的に事業者の業況等についてきめ細かく実態を把握し、資金繰り支援や経営改善・事業再生支援等を積極的に行ってまいります。また、SDGsへの取り組みを通じ地域社会の持続的な発展に貢献し、すべてのステークホルダーに選ばれ続ける銀行を目指してまいります。あわせて、ガバナンス体制の強化や法令遵守、資産内容等健全性確保、顧客保護等及び各種リスク管理の体制強化に努めてまいります。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、コーポレート・ガバナンスを最重要な経営の柱と認識し、規律ある組織運営や経営の効率性向上のため、取締役会規則等行内規程を整備するなど、取締役の職務執行機能の強化と監視機能や監督・監査を適切に実施できる体制の整備を図っております。

また、当行の持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公共性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に積極的に取り組んでおります。

- (1) 株主の皆さまの権利を尊重し、平等性を確保します。
- (2) 株主の皆さまを含むステークホルダーの利益を考慮し、適切に協働します。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保します。
- (4) 取締役会による業務執行の監督機能の実効性を強化します。
- (5) 中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主の皆さまとの間で建設的な対話を行います。

サステナビリティについての取組み等

＜サステナビリティについての取組み＞

当行のサステナビリティについての取組みについては、2021年1月に頭取を委員長とする「SDGs推進プロジェクト」を立ち上げ、積極的・能動的に取り組んでおります。また、気候変動のリスク・機会に関する情報開示の充実に努めるため、2022年3月に「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）」提言に賛同しております。サステナビリティについての取組みは、事業報告やディスクロージャー誌等で適時、情報を開示しております。

＜人的資本、知的財産への投資等＞

人的資本や知的財産への投資等については、中期経営計画において、「先進技術」「地域密着」「お客さま本位」「行員の働きがい」が融合した革新的な銀行を目指す銀行像として掲げ、その実現に向けた具体策の着実な実行に取り組んでおります。

また、多様な人材が活躍可能な職場環境の整備を図るため、ダイバーシティ＆インクルージョンの推進にも積極的に取り組んでおります。女性活躍の推進に向けて、総合職の女性人数の数値目標（総合職の女性人数を2025年3月末までに2022年3月末比50%増とする）と男女共に育児休業取得率100%を目標とした「女性活躍推進法に基づく第Ⅲ期行動計画」を策定し、女性が管理者として活躍し能力を最大限発揮できる職場づくりに注力しております。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
預 金	454,563	486,880	496,317	497,288
定期性預金	244,037	237,900	230,990	220,912
その他	210,526	248,979	265,327	276,376
貸 出 金	332,616	363,900	373,904	382,863
個人向け	49,860	46,785	45,343	44,429
中小企業向け	180,205	203,737	214,618	223,518
その他	102,550	113,377	113,942	114,914
有 価 証 券	108,775	131,932	142,799	127,401
国 債	39,073	36,680	39,065	21,120
その他	69,701	95,251	103,734	106,280
総 資 産	502,957	548,523	566,115	547,761
内 国 為 替 取 扱 高	1,271,903	1,196,334	1,231,871	1,289,845
外 国 為 替 取 扱 高	64百万ドル	60百万ドル	62百万ドル	74百万ドル
経 常 利 益	1,036	955	330	1,522
当 期 純 利 益	710	526	305	945
1株当たり当期純利益	130円72銭	96円96銭	56円16銭	174円69銭

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経 常 収 益	11,921	9,328	8,462	10,821
経 常 利 益	1,073	1,023	376	1,602
親会社株主に帰属する当期純利益	725	559	333	972
包 括 利 益	△4,763	3,018	△945	△1,795
純 資 産 額	30,840	33,592	32,314	30,255
総 資 産	506,548	552,486	569,865	551,290

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	333人
平 均 年 齢	42 年 7 月
平 均 勤 続 年 数	17 年 0 月
平 均 給 与 月 額	346千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末
高 岡 市 内	8 店 うち出張所 (ー)
富 山 市 内	13 店 (ー)
金 沢 市 内	1 店 (ー)
そ の 他 の 市 町 村	17 店 (ー)
合 計	39 店 (ー)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を10か所設置しております。

□ 当年度新設営業所

該当事項はありません。

ハ 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

二 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	611
---------	-----

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
勘定系端末機更改	359
横田支店	116

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2022年度に支出した金額を上記に記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

□ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の 議 決 権 比 率	その他
富 山 リ ー ス 株 式 会 社	富 山 県 富 山 市 泉町1丁目1番7号	リ ー ス 業 務	百万円 20	% 53.00	—
富山保証サービス 株 式 会 社	富 山 県 高 岡 市 下関町3番1号	信 用 保 証 業 務	百万円 20	% 40.00	—

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称A C S）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

4. 株式会社ゆうちょ銀行及び金沢信用金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン銀行との提携により、現金自動設備の現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(2022年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職	その他
中 沖 雄	代表取締役頭取	—	—
岡 部 一 浩	代表取締役専務 営業統括部長	—	—
森 永 利 宏	代表取締役常務 総合企画部長	—	—
佐 原 和 生	取締役 審査部長	—	—
大 澤 眞	取締役（社外）	株式会社フィーモ代表取締役 株式会社ロングステイネットワーク代表取締役社長	—
野 田 万起子	取締役（社外）	Human Delight株式会社代表取締役社長	—
五十嵐 郁 夫	常勤監査役	—	—
笹 倉 茂 樹	監査役（社外）	—	—
海 下 巧	監査役（社外）	海下巧公認会計士事務所代表	—
新 田 洋太郎	監査役（社外）	日本海ガス絆ホールディングス株式会社代表取締役社長 日本海ガス株式会社代表取締役 株式会社日本海ラボ代表取締役社長	—
大 村 啓 三	監査役	大村啓三公認会計士事務所代表	—

- (注) 1. 社外取締役大澤眞氏及び野田万起子氏並びに社外監査役笹倉茂樹氏、海下巧氏及び新田洋太郎氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 監査役五十嵐郁夫氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役海下巧氏及び大村啓三氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当行は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）の原案を指名報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して2021年2月26日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

イ．決定方針の内容の概要

当行取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、具体的には業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当行の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定することとしております。

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標として連結経常利益を掲げ、各事業年度の連結経常利益の値に応じて算出された額を単年度の賞与として月例の固定報酬と合算のうえ支給することとしております。業績指標として、連結経常利益を選定した理由は、当行グループの業績を最も反映し、これを改善することにより、当行グループの経営基盤がより充実すると判断したためです。業績連動報酬の額の算定方法は、前事業年度の業績を踏まえ、役位別に算定しております。当事業年度を含む連結経常利益の推移は1. (2) 財産及び損益の状況に記載のとおりです。

非金銭報酬は、取締役と株主との一層の価値共有を進めるため、社外取締役を除く取締役に對して譲渡制限付の株式報酬を支給することとしております。当該株式報酬の内容および株式の交付状況は、4. 当行の株式に関する事項に記載のとおりです。

ウ．当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、当該決定を委任された代表取締役頭取も基本的にその答申を尊重しているため、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等は、2006年6月29日開催の第80回定時株主総会において年額150百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。

また譲渡制限付株式報酬は、上記報酬額とは別枠に設定されております。株式報酬は、取締役（社外取締役を除く）を対象に、2019年6月27日開催の第93回定時株主総会において年額20百万円以内（株式数8千株以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は7名です。

監査役の報酬等は、2006年6月29日開催の第80回定時株主総会において年額32百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当行は、2021年2月26日開催の取締役会にて代表取締役頭取中沖雄に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の職責を踏まえた賞与の評価配分であり、権限を委任した理由は、当行グループの業績を俯瞰しつつ各取締役の職責の評価を行うには代表取締役頭取が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役頭取によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得ており、代表取締役頭取は、その答申内容に従って決定しなければならないものとしております。なお、株式報酬については、指名報酬委員会の答申を得て、取締役会で取締役個人別の割当数を決議しております。

④監査役の報酬

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から基本報酬のみで構成され、監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

⑤取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
取締役	6名	89	81	4	3
監査役	5名	20	20	—	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 後記「社外役員に対する報酬等」を含めた金額を記載しております。
 3. 上記報酬等のほか、使用人兼務取締役の使用人給与及び使用人賞与8百万円を支払っております。
 4. 業績連動報酬として社外取締役を除く取締役に対して賞与を支給しております。
 5. 非金銭報酬として社外取締役を除く取締役に対して譲渡制限付の株式報酬を支給しております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
大 澤 眞 (社外取締役)	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
野 田 万起子 (社外取締役)	同 上
笹 倉 茂 樹 (社外監査役)	同 上
海 下 巧 (社外監査役)	同 上
新 田 洋太郎 (社外監査役)	同 上
大 村 啓 三 (監査役)	同 上

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

該当事項はありません。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
大 澤 眞 (社外取締役)	株式会社フィーモ代表取締役、株式会社ロングステイネットワーク代表取締役社長であり、同社との間に特別な関係はありません。
野 田 万起子 (社外取締役)	Human Delight株式会社代表取締役社長であり、同社との間に特別な関係はありません。
笹 倉 茂 樹 (社外監査役)	—
海 下 巧 (社外監査役)	海下巧公認会計士事務所代表であり、同事務所との間に特別な関係はありません。
新 田 洋太郎 (社外監査役)	日本海ガス絆ホールディングス株式会社代表取締役社長、日本海ガス株式会社代表取締役、株式会社日本海ラボ代表取締役社長であり、同社との間に特別な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

ア. 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
大 澤 眞 (社外取締役)	5年9か月	当期開催の取締役会12回のうち12回出席	金融・財務分野及び企業経営等に関する豊富な経験と高い見識から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。
野 田 万起子 (社外取締役)	5年9か月	当期開催の取締役会12回のうち12回出席	金融業務・企業経営等に関する豊富な経験と高い見識から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。
笹 倉 茂 樹 (社外監査役)	5年9か月	当期開催の取締役会12回のうち12回、また、監査役会12回のうち12回出席	金融・財務分野及び企業経営等に関する豊富な経験と高い見識から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。
海 下 巧 (社外監査役)	2年2か月	当期開催の取締役会12回のうち12回、また、監査役会12回のうち12回出席	公認会計士としての財務・会計の専門知識と豊富な経験から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。
新 田 洋太郎 (社外監査役)	1年9か月	当期開催の取締役会12回のうち12回、また、監査役会12回のうち12回出席	企業経営等に関する高い見識と幅広い経験から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。

イ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏 名	職務の概要
大 澤 真 (社外取締役)	当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、金融・財務分野業務及び企業経営等に関する豊富な経験や幅広い見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、上記のほか、指名報酬委員会委員として委員会の全て（6回）に出席し、独立した客観的立場から積極的な意見を述べるなど、経営陣の監督に努めております。
野 田 万起子 (社外取締役)	当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、金融業務・企業経営等に関する豊富な経験や幅広い見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、上記のほか、指名報酬委員会委員として委員会の全て（6回）に出席し、独立した客観的立場から積極的な意見を述べるなど、経営陣の監督に努めております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額			銀行の親会社等からの報酬等
			基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
社外役員	5名	14	14	—	—	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行可能株式総数 12,000千株
発行済株式の総数 5,444千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

- (2) 当年度末株主数 5,020名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社北陸銀行	233千株	4.31%
株式会社ホクタテ	178	3.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	177	3.26
トナミホールディングス株式会社	161	2.97
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	147	2.72
三協立山株式会社	140	2.58
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	115	2.13
日本海ガス絆ホールディングス株式会社	115	2.12
富山銀行従業員持株会	114	2.11
損害保険ジャパン株式会社	100	1.84

- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式(30千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)及び株式会社日本カストディ銀行(信託口4及び信託口)の所有株式は、当該銀行の信託業務に係るものであります。

(4) 役員保有株式

当事業年度中に支給した株式報酬の内容は次のとおりです。

当該株式報酬は、譲渡制限付株式報酬であり、金銭報酬総額は年額20百万円以内、交付する当行普通株式は年8千株以内としております。譲渡制限は、払込期日から当行の取締役を退任する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をせず、譲渡制限の解除条件は、対象役員が、払込期日の属する年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの間(以下「本役務提供期間」という。)、継続して、当行の取締役の地位に

あったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、対象役員が本役務提供期間において、死亡、任期満了、その他当行の取締役会が正当と認める理由により当行の取締役を退任した場合、譲渡制限期間の満了時において、役務提供期間開始日を含む月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数に、本割当株式の数に乗じた数の本割当株式につき、譲渡制限を解除いたします。なお、当行は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得いたします。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数 (株式の種類及び種類ごとの数)
取締役（社外取締役を除く）	4名	2千株（当行普通株式）
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

5 当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 山田 修 指定有限責任社員 西田裕志	35	・ 当行監査役会は、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画及び報酬額の見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査報酬と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておりませんので、「当該事業年度に係る報酬等」には金融商品取引法に基づく報酬等の額を含めております。
3. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき報酬等の合計金額は35百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

第97期末 (2023年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金預け金	30,153	預金	497,288
現金	5,032	当座預金	24,685
預け金	25,120	普通預金	240,997
有価証券	127,401	貯蓄預金	7,033
国債	21,120	通知預金	2,595
地方債	18,128	定期預金	216,563
社債	40,175	定期積金	4,349
株式	12,919	その他の預金	1,062
その他の証券	35,057	コールマネー	13,500
貸出金	382,863	借入金	3,700
割引手形	1,966	借入金	3,700
手形貸付	10,074	その他負債	2,455
証書貸付	325,787	未払法人税等	316
当座貸越	45,035	未払費用	85
外国為替	771	前受収益	223
外国他店預け	771	給付補てん備金	0
その他資産	548	金融派生商品	2
前払費用	7	リース債務	15
未収収益	383	資産除去債務	11
その他の資産	156	その他の負債	1,799
有形固定資産	8,571	賞与引当金	112
建物	4,943	退職給付引当金	472
土地	3,223	睡眠預金払戻損失引当金	13
リース資産	14	偶発損失引当金	95
建設仮勘定	1	環境対策引当金	8
その他の有形固定資産	388	再評価に係る繰延税金負債	489
無形固定資産	318	支払承諾	1,288
ソフトウェア	292	負債の部合計	519,425
その他の無形固定資産	25	(純 資 産 の 部)	
前払年金費用	566	資本金	6,730
繰延税金資産	249	資本剰余金	5,690
支払承諾見返	1,288	資本準備金	5,690
貸倒引当金	△4,971	利益剰余金	13,083
		利益準備金	1,429
		その他利益剰余金	11,654
		別途積立金	10,500
		繰越利益剰余金	1,154
		自己株式	△72
		株主資本合計	25,431
		その他有価証券評価差額金	1,871
		土地再評価差額金	1,033
		評価・換算差額等合計	2,905
		純資産の部合計	28,336
資産の部合計	547,761	負債及び純資産の部合計	547,761

第97期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		9,338
資金運用収益	5,243	
貸出金利息	3,416	
有価証券利息配当金	1,748	
預け金利息	76	
その他の受入利息	1	
役務取引等収益	1,401	
受入為替手数料	210	
その他の役務収益	1,190	
その他業務収益	24	
外国為替売買益	18	
国債等債券売却益	5	
その他経常収益	2,669	
償却債権取立益	39	
株式等売却益	2,518	
その他の経常収益	111	
経常費用		7,815
資金調達費用	21	
預金利息	29	
コールマネー利息	△8	
役務取引等費用	359	
支払為替手数料	20	
その他の役務費用	339	
営業経費	4,929	
その他経常費用	2,505	
貸倒引当金繰入額	560	
貸出金償却	1,751	
株式等償却	117	
その他の経常費用	75	
経常利益		1,522
特別利益	—	—
特別損失		83
固定資産処分損	35	
減損損失	47	
税引前当期純利益		1,438
法人税、住民税及び事業税	499	
法人税等調整額	△6	
法人税等合計		493
当期純利益		945

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金預け金	30,156	預金	496,657
有価証券	127,448	コールマネー及び売渡手形	13,500
貸出金	381,812	借入金	5,231
外国為替	771	その他負債	3,163
リース債権及びリース投資資産	3,975	賞与引当金	114
その他資産	1,200	退職給付に係る負債	467
有形固定資産	8,608	役員退職慰労引当金	4
建物	4,949	睡眠預金払戻損失引当金	13
土地	3,223	偶発損失引当金	95
リース資産	38	環境対策引当金	8
建設仮勘定	1	再評価に係る繰延税金負債	489
その他の有形固定資産	396	支払承諾	1,288
無形固定資産	335	負債の部合計	521,035
ソフトウェア	293	(純 資 産 の 部)	
リース資産	16	資本金	6,730
その他の無形固定資産	25	資本剰余金	6,244
退職給付に係る資産	602	利益剰余金	13,564
繰延税金資産	266	自己株式	△72
支払承諾見返	1,288	株主資本合計	26,467
貸倒引当金	△5,177	その他有価証券評価差額金	1,872
		土地再評価差額金	1,033
		退職給付に係る調整累計額	28
		その他の包括利益累計額合計	2,933
		非支配株主持分	854
		純資産の部合計	30,255
資産の部合計	551,290	負債及び純資産の部合計	551,290

連結損益計算書 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		10,821
資金運用収益	5,236	
貸出金利息	3,410	
有価証券利息配当金	1,748	
預け金利息	76	
その他の受入利息	1	
役務取引等収益	1,426	
その他業務収益	1,491	
その他経常収益	2,667	
償却債権取立益	39	
その他の経常収益	2,627	
経常費用		9,219
資金調達費用	31	
預金利息	29	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△8	
借入金利息	10	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	351	
その他業務費用	1,327	
営業経費	5,026	
その他経常費用	2,482	
貸倒引当金繰入額	535	
その他の経常費用	1,946	
経常利益		1,602
特別利益		0
固定資産処分益	0	
特別損失		83
固定資産処分損	35	
減損損失	47	
税金等調整前当期純利益		1,519
法人税、住民税及び事業税	517	
法人税等調整額	4	
法人税等合計		522
当期純利益		996
非支配株主に帰属する当期純利益		23
親会社株主に帰属する当期純利益		972

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

株式会社 富 山 銀 行
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 修
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 西 田 裕 志
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社富山銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

株式会社 富 山 銀 行
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 修
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 西 田 裕 志
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社富山銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社富山銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

株式会社 富山銀行 監査役会

常勤監査役	五十嵐 郁 夫	㊞
監 査 役	笹 倉 茂 樹	㊞
監 査 役	海 下 巧	㊞
監 査 役	新 田 洋太郎	㊞
監 査 役	大 村 啓 三	㊞

(注) 監査役笹倉茂樹、海下巧及び新田洋太郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

第97回定時株主総会会場ご案内図

会場

富山県高岡市下関町3番1号

富山銀行本店 2階BOTホール



交通のご案内

あいの風とやま鉄道 **「高岡駅」 古城公園口(北口)** より徒歩 1 分

お車でお越しの株主さまは、市営高岡中央駐車場をご利用ください。
(市営高岡中央駐車場をご利用された際は無料駐車券をお渡ししますので、会場受付にてお申し出ください。)